

家屋撤去後に残された名水会蛇口の一時使用に関する内規

令和元年 7 月 14 日再制定

(目的)

第1条 本内規は、当該休止中の蛇口について、一時的な使用の申し出があつた場合の取り扱いについて明確化することを目的とする。

(適用)

第2条 残された蛇口が、名水会の水道水を供給するために利用される場合に適用する。

(責任)

第4条 料金等の水道使用取引条件を明確にした上で、委員長が水道使用を認める。

(指示)

第5条 事務所職員は使用が認められた者に対し、所定の用紙に必要事項、遵守事項等を記載した文書を交付し、その説明に従って使用するよう指示する。

(内規の改廃)

第6条 本内規の制定・改廃は、委員会の審議・決議を経て行うものとする。

(施行期日)

第7条 本内規は、令和元年 7 月 14 日から施行する。

付 則

1. この内規は、令和元年 7 月 14 日から施行する。